

「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」構成案

第1章 このガイドラインについて

- (1) 策定に至る経緯
- (2) 東村山市が目指す児童クラブ
- (3) ガイドラインの位置付け

第2章 総則

- (1) 事業目的
- (2) 対象児童
- (3) 規模
- (4) 施設・設備
- (5) 開所日・保育時間

第3章 入所に関すること

- (1) 入所要件
- (2) 入所案内
- (3) 入所申請
- (4) 入所決定

第4章 指導員に関すること

- (1) 指導員の役割
- (2) 指導員の職務
- (3) 指導員の資格
- (4) 指導員のモラル
- (5) 指導員の研修
- (6) 職員体制と配置
- (7) 雇用条件・勤務形態

第5章 保育事業の管理運営について

- (1) 登所・降所
- (2) 出欠管理
- (3) おやつ・食事
- (4) 児童の健康管理
- (5) 事故やけがの対応
- (6) 児童虐待の防止

- (7) 個人情報管理
- (8) 安全体制
- (9) 保護者会・父母会の事業参加

第6章 緊急時に関すること

- (1) 緊急時の対応
- (2) 臨時休所・閉所について
- (3) 情報交換

第7章 関係各所・各機関との連携

- (1) 保護者との連携
- (2) 学校および教育委員会との連携
- (3) 警察等の関係機関との連携
- (4) 地域との連携

第8章 特に配慮を必要とする児童への対応

- (1) 障害のある児童について
- (2) 入所判断
- (3) 指導員の配置
- (4) 異文化で育った児童について
- (5) 虐待等への対応の必要のある児童について

第9章 苦情・要望への対応

- (1) 苦情・要望の範囲
- (2) 苦情・要望を聞き取る姿勢

第10章 その他

- (1) 施設や設備、運営体制の変更について
- (2) ガイドラインの見直しについて